

東京学芸大学附属学校教員選考基準の一部改正について

改正理由：附属学校教員選考において、複数の附属学校の在籍経験又は人事交流の経験を副校長及び主幹教諭の必要条件に加えるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副校長の必要条件)</p> <p>第4条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) 教員免許状を有していること。</p> <p>(2) 教職歴20年以上であること。ただし、附属特別支援学校については、福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。</p> <p>(3) 附属学校（全校種）で通算6年以上在籍した経験を有すること。</p> <p><u>(4) 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴（幼稚園小金井園舎及び竹早園舎は、それぞれ1園とみなす。第6条第7号において同じ。）又は本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴を有すること。</u></p> <p><u>(5) 主幹教諭を経験していること又は校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。</u></p> <p>ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク 附属特別支援学校の各部に置かれている主事</p> <p><u>(6) 研究業績として、3点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(主幹教諭の必要条件)</p> <p>第6条 主幹教諭となることのできる者は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 当該校種の教員免許状を有していること。</p>	<p>[省略]</p> <p>(副校長の必要条件)</p> <p>第4条 副校長となることのできる者は、次の各号に該当する者とする。</p> <p>(1) 教員免許状を有していること。</p> <p>(2) 教職歴20年以上であること。ただし、附属特別支援学校については、福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。</p> <p>(3) <u>現勤務校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）の勤務経験があり、附属学校（全校種）で通算6年以上在籍した経験を有すること。</u></p> <p><u>(4) 主幹教諭を経験していること又は校務分掌として、次のいずれかに該当する主任等のうち3つ以上を経験していること。</u></p> <p>ア 教務主任 イ 学年主任 ウ 生徒指導主事 エ 進路指導主事 オ 研究主任 カ 教育実習主任 キ 必要に応じて置かれている主任等のうち、アからカまでの主任等と同等の重要な校務を分掌していると附属学校運営会議が認めたもの。 ク 附属特別支援学校の各部に置かれている主事</p> <p><u>(5) 研究業績として、3点以上の論文（実践報告などを含む。）があること。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(主幹教諭の必要条件)</p> <p>第6条 主幹教諭となることのできる者は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 当該校種の教員免許状を有していること。</p>

- (2) 教育実践及び実践研究の遂行に意欲があること。
- (3) 附属学校のあり方について見識があること。
- (4) 人事交流の必要性について理解があること。
- (5) 教職歴10年以上であること。ただし、附属特別支援学校については、福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。
- (6) 当該校で通算3年以上在籍した経験を有すること。

(7) 現勤務校以外の附属学校に在籍していた経歴又は本学と人事交流協定を締結している機関との間で人事交流の経歴を有すること。

(8) 実践研究の業績があること。

〔省略〕

#### 附 則

この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この基準の施行日において満41歳以上である者（施行日の翌日以降に附属学校に採用された者を含む。）については、なお従前の例による。

- (2) 教育実践及び実践研究の遂行に意欲があること。
- (3) 附属学校のあり方について見識があること。
- (4) 人事交流の必要性について理解があること。
- (5) 教職歴10年以上であること。ただし、附属特別支援学校については、福祉関係の指導員等の経験年数を合算することができるものとする。
- (6) 当該校以外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）の勤務経験があり、当該校で通算3年以上在籍した経験を有すること。

(7) 実践研究の業績があること。

〔省略〕